

重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討

京都大学 山下徹哉

1. はじめに

重複保険に関するルールは、平成20年制定の保険法により、全面的に改められた。平成20年改正前商法の下では、超過保険の場合に超過部分の保険契約は無効となるとされており（同法631条）、これと同様に、重複保険の場合にも各保険契約の保険金額の合計が保険価額を超えることとなる部分の契約が無効となることを前提とする規定を置いていた（同法632条から634条まで）。これに対して、保険法の下では、超過保険であっても契約は有効とされ（保険法9条）、重複保険についても、超過部分の契約も有効であることを前提として、保険給付の調整を定める規定が置かれた（同法20条）。重複保険に関するルールは、保険契約締結時に契約の効力を問題とするルールから、支払時に保険給付の調整を行うルールへと転換されたことになる。この考え方は、従来、保険実務で広く採用されていた立場と一致する。すなわち、従来の保険実務は、平成20年改正前商法の重複保険に関する規定を任意規定と解釈し、約款において、重複保険の場合でも超過部分の契約は有効であるとして、保険給付の調整ルールを置いていた。もともと、従来の保険実務は保険給付の調整方式として独立責任額按分主義を採用していたが、保険法は独立責任額全額主義を採用した。これに伴い、保険法の採用するルールの下では、従来は考える必要のなかった、保険者間の求償という事態が生じうることになる。

本報告は、上記のような、求償をめぐる権利義務関係を中心に、重複保険の場合の保険給付の調整ルールについて検討しようとするものである。

2. 問題意識

重複保険の場合に保険者間で求償をしようとする場合に、その基準となるのは、各保険者の「負担部分」である。この負担部分について、保険法20条2項は、

「他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額（独立責任額）」を基準にし、独立責任額の合計額に対する割合を填補損害額に乗じて得た額と定める。そして、立案担当者は、一部の保険契約に、保険法20条1項の独立責任額全額主義ではなく、独立責任額按分主義の約定がある場合であっても、負担部分を定める際には、当該保険者の支払義務額（比例按分額）ではなく、独立責任額を基準とすることになると説明する。

立案担当者の立場は、理論的には、各保険者はそれぞれ独立して、独立責任額において保険金支払義務を負っているという考え方（独立主義）を基礎に置くと指摘されている。また、実質的には、常に独立責任額により負担部分を定めることで、求償関係が実際の保険金支払義務の額により影響されることを避け、求償をめぐる実務作業を円滑化し、損害保険業全体のコスト削減が図られるという効果があるとされる。もっとも、理論面について、各保険者の保険金支払義務が連帯債務関係に立ち、それゆえに求償が認められるのだという考え方もありうるものが指摘されるなど、立案担当者の立場が唯一ありうる考え方だというわけではない。しかしながら、この問題についてはほとんど議論がされていないため、現在のところ、理論面と実質面の両面において、立案担当者の立場のメリット・デメリットおよびその是非が十分に考察されているわけではない。

そこで、本報告では、上記のような立案担当者の立場の是非を検討する。

3. 検討の方法

本報告では、ドイツ法およびアメリカ法を参照しながら検討を進める。

ドイツ法は、重複保険の場合の保険給付の調整方式として独立責任額全額主義を採用し、かつ各保険者の保険金支払義務を連帯債務として構成するため、特に理論面について参考となる。アメリカ法では、重複保険の場合の保険給付の調整方式として異なる約定を置く保険契約が競合する場合の調整をめぐり多数の判例が存在するため、特に実質面を考察する材料を与えてくれるものと期待される。

そのため、両国の法状況・議論状況を参考にしながら、上記の検討課題について考察を加えたい。